

貸金庫ご利用のお客さま

「貸金庫規定」の改正について

平素より当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2026年5月11日（月）より「貸金庫規定」を改正いたします。

改正後の規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまに対しましても適用されますので、予めご了承ください。

改正後の規定につきましては、当金庫ホームページ (<https://www.hirakata-shinkin.co.jp>) にて最新の規定をご確認いただけます。

記

1. 主な改正内容

	旧	新
2. [格納品の範囲]	<p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <p>①公社債券、株券、その他の有価証券</p> <p>②預金通帳・証書、契約証書、権利証その他の重要書類</p> <p>③貴金属、宝石その他の貴重品</p> <p>④前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</p> <p>なお、現金を格納することはできません。</p> <p>(2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。</p>	<p><b>(赤字部分を追加)</b></p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <p>①公社債券、株券、その他の有価証券</p> <p>②預金通帳・証書、契約証書、権利証その他の重要書類</p> <p>③貴金属、宝石その他の貴重品</p> <p>④前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</p> <p>(2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。</p> <p><b>(3) 貸金庫には、次に掲げるものは格納することができません。</b></p> <p>①現金その他マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用防止の観点からリスクが高いと考えられるもの</p> <p>②危険物や変質または腐敗の恐れがあるもの等、貸金庫の通常の用法により保管に適さないもの</p>

<p>4. [使用料]</p>	<p>(1) 貸金庫の使用料は、契約日から6ヶ月分を前払いするものとし、毎年4月と10月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金（総合口座）通帳、払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。振替日において、指定預金口座の残高が使用料の金額に満たないときは、ただちに入金してください。当金庫は振替日以外でも前記の口座振替の方法で自動引落しができるものとし、なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月は無料とし、その翌月分から契約期間満了日（3月末日または9月末日）までの使用料を月割計算により支払ってください。</p>	<p><b>(赤字部分を改正)</b></p> <p>(1) 貸金庫の使用料は、契約日から6ヶ月分を前払いするものとし、毎年4月と10月の当金庫所定の日に、借主名義の預金口座から普通預金（総合口座）通帳、払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。振替日において、指定預金口座の残高が使用料の金額に満たないときは、ただちに入金してください。当金庫は振替日以外でも前記の口座振替の方法で自動引落しができるものとし、なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月は無料とし、その翌月分から契約期間満了日（3月末日または9月末日）までの使用料を月割計算により支払ってください。</p>
<p>8. [印章、鍵、貸金庫カードの紛失時等の取扱い]</p>	<p>(3) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、以下の貸金庫鍵紛失手数料を支払ってください。</p> <p>①手動式・全自動式貸金庫：  ¥12,000。（消費税は含まない。）</p> <p>②半自動式貸金庫：  ¥18,000。（消費税は含まない。）</p>	<p><b>(赤字部分を改正し、金額を削除)</b></p> <p>(3) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、金庫所定の貸金庫<b>正鍵紛失等(錠前取替)</b>手数料を支払ってください。</p>

以上